

告 示

埼玉県告示第七百号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和七年九月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和七年八月十九日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

有限会社吉川設備工業

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県狭山市大字北入曾六百番地の五

ハ 代表者の氏名

吉川 徳積（登記上は令和七年四月四日から吉川 泉）

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般・二）・（般・四）第二一一八〇号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

令和五年八月十一日、有限会社吉川設備工業の役員が刑法第二百八条の罪により罰金の刑に処せられることが確定した。これにより、同社は建設業法第八条第十二号（役員等のうちに第八号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することとなった。

このことは、同法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消事由に該当する。